

向島秀蓮小中学校 P T A 規 約

【第1章 総 則】

第1条 [名称]

本会は「向島秀蓮小中学校 P T A」と称し、事務局を校内に置く。

第2条 [目的]

本会は学校と家庭・地域との連携を密にし、児童・生徒の福祉増進と健全育成に努めると共に、会員相互の親睦を図り、資質の向上に努める。

第3条 [事業]

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- 1 児童・生徒の教育環境改善に関すること。
- 2 会員相互の親睦及び教養に関すること。
- 3 その他必要と認められること。

第4条 [性格]

本会は第2条の目的を達成するために次の事項を基本的性格とする。

- 1 本会は本校教育の充実を願う社会教育団体である。
- 2 本会は民主的団体であって、政治的宗教的団体並びに他のいかなる団体の支配や干渉も受けない。但し、京都市 P T A 連絡協議会の構成組織として活動し、支部活動にも参加する。

第5条 [会員]

- 1 本会の会員は本校児童・生徒の保護者と、本校に勤務する教職員とする。
- 2 本会の会員はすべて平等の権利と義務をもつ。
- 3 本会の会員は次の権利と義務をもつ。
 - (1) 役員及び委員の選挙権並びに被選挙権。
 - (2) 所定の会費を納入すること。
 - (3) 本会の事業に参加し、また協力すること。

【第2章 役 員】

第6条 [役員]

- 1 本会には下記の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名以上
 - (3) 庶務 4名以上（教職員から 1名）
 - (4) 会計 3名以上（教職員から 1名）

2 [役員の任務]

本会の役員は会務運営について連帶して責任を負い、下記の職務を分掌する。

- (1) 会長は本会の代表者であって、会務を統括し、総会及び運営委員会を召集し、総会の議決事項を執行する。

- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 会長・副会長及び役員は京都市 P T A 連絡協議会にかかる会合及び各種研修会、行事等に分担をして本校 P T A 代表として参加する。
- (4) 庶務は総会及び運営委員会の議事を記録し、庶務に従事する。庶務の職務については教職員会員がこれを補佐する。
- (5) 会計は会計事務をとり、年度末には監査を受け、総会において会計報告を行う。
また、会員の要求があったときはいつでも会計簿を閲覧に供する。会計の職務については教職員がこれを補佐する。
- (6) はぐくみ委員、親まなび委員は本部役員が兼務する。
- (7) 本会役員は本部役員会を組織し、規約及び総会の決議に基づき会務を執行し、会の運営活動を推進する。

3 [役員の任期]

- (1) 本会役員の任期は原則 1 年、当該年度 3 月末日までとする。
- (2) 次期役員が就任するまでは、現任者がその職務を代行する。
- (3) 役員は組織の形骸化を防止する為に役職に関係なく連続して留まる期間は最長 3 年とする。

4 [役員の選出]

役員の選出については、別に定める選挙規定による。

【第 3 章 機 関 等】

第 7 条 本会には次の機関を置く

- 1 総会（第 8 条）
- 2 本部役員会（第 6 条 2 の（7））
- 3 運営委員会（第 9 条）
- 4 学級委員会（第 10 条）
- 5 地域委員会（第 11 条）
- 6 会計監査委員会（第 12 条）
- 7 選挙管理委員会（第 13 条、第 15 条の 1 選挙規定）
- 8 特別委員会（第 14 条）
- 9 上記の各委員会には教職員若干名が参画し、助言及び協力をする

第 8 条 [総会]

- 1 総会は本会の最高議決機関で、毎年 2 回以上これを開催する。但し、会長が必要と認めたとき、または、会員の 10 分の 1 以上の要求があったときは臨時総会を開く。
- 2 総会の開催 3 日前までに議事の内容を明示して、会員に通知する。
- 3 総会においては次の事項を審議決定する。
 - (1) 役員並びに会計監査委員の紹介と信任。
 - (2) 各委員会正副委員長の紹介。
 - (3) 事業計画・予算案の承認。
 - (4) 会務・決算・監査結果の承認。
 - (5) その他重要事項の審議。
- 4 総会の定足数は会員の 2 分の 1 （但し、委任状を含む）以上とする。

5 議長は、役員以外からその都度選出する。議事の決定は多数決による。可否同数のときは、議長がこれを決する。

第9条 [運営委員会]

1 [運営委員の任務]

本会の役員、各専門委員会・地域委員会の正副委員長を持って構成し、会務の執行と各委員会活動の円滑な運営にあたるとともに下記の事項を行う。

- (1) 各委員会での立案事項を審議・調整する。
- (2) 総会に提出する報告書を作成する。
- (3) 会員より委任された事項を処理する。
- (4) 必要に応じて特別委員会を設ける。

2 [運営委員の任期]

第6条3-(3)と同様に、運営委員（保育・教養・広報。地域の正副委員長）も組織の形骸化を防止する為に連続して留まる期間は最長3年とする。

第10条 [学級委員会]

各学級から選出された学級委員は「教養委員会」「広報委員会」「保健体育委員会」の専門委員会を組織する。また、各専門委員会は児童・生徒の福祉と会員相互の連絡、親睦を図り、各種学校行事への参加及び支援をする。また、それぞれの専門委員会の中から正副委員長をそれぞれ互選する。

(1) 教養委員会

本委員会は正会員の文化的資質の向上に努め、学校教育に対する理解を深めるため、原則、下記の事項を行う。

- ① 各種教養講座の企画・運営
- ② 支部活動への協力
- ③ その他、必要とされる内容

(2) 広報委員会

本委員会は本会の趣旨及び活動を内外に広報するため、原則、下記の事項を行う。

- ① 機関誌・広報誌の取材・編集及び発行
- ② P T A壁新聞の作成
- ③ その他、必要とされる内容

(3) 保健・体育委員会

本委員会は正会員自らの保健衛生と体力の向上を図り、学校教育に対する理解を深めるため、原則、下記の事項を行う

- ① 各種健康教室等の参加
- ③ 保健講座等の企画・運営
- ④ 支部活動への協力
- ⑤ その他、必要とされる内容

第11条 [地域委員会]

本校校区の各地区、街区、ブロック等の正会員より選出された委員をもって構成する。向島秀蓮小中学校P T Aの各地域の窓口となり、地域団体との連携を通じ、育成環境の充実と安全の向上等を目的とする。地域委員会は正副委員長を互選する。本委員会は、原則、校区の各地域における教育活動等の支援にかかる次の事項を行う。

- (1) 登下校等の通学安全にかかる活動
- (2) 校外における児童・生徒の生活指導（校区パトロール等）
- (3) 広報活動（ポスターの掲示等）
- (4) 情報の収集と提供
- (5) その他、必要とされる内容

第12条 [会計監査委員会]

正会員より選出された2名以上の委員によって構成し、本会会計の適正な運用を確保する。

- (1) 当該年度の本会会計を監査し、その結果を次年度第1回総会で報告する。
- (2) 必要に応じて会計簿の閲覧を行い監査することができる。

第13条 [選挙管理委員会]

正会員より選出された委員により構成し、役員、各委員の選出に必要な事務を行う。

第14条 [特別委員会]

運営委員会から委嘱された委員で構成し特別事項を行う。終了した時点で解散する。

【第5章 役員・委員の選出】

第15条 [役員・委員の選出]

- 1 役員及び各委員選出の管理運営は、選挙管理委員会（第13条）が行う。
- 2 役員及び各委員の選出は別に定める選挙規定に従って行う。
- 3 次期役員の信任及び紹介は総会において行う。
- 4 学級委員は学級ごとに選出する。尚、学級委員は、「教養委員会」「広報委員会」「保健体育委員会」の各専門委員会を分担し、各専門委員会はそれぞれ正副委員長を互選する。
- 5 地域委員は、各地区、街区、ブロック等より選出し、正副委員長を互選する。
- 6 会計監査委員は選挙規定に従って選出する。
- 7 役員・委員の任期は4月1日より翌年3月31日までの1ヵ年とし、兼任、重任を認めない。役員・委員については本人の同意があれば再選を妨げない。
- 8 役員及び各委員に欠員が生じた場合、選挙規定に基き補欠役員及び補欠委員を選任することができる。補欠役員、補欠委員の任期は前任者の残余期間とする。

【第6章 会計】

第16条 本会の経費は、会費と事業収入及び寄付金等により支弁する。

1 「会費」

本会の会費は、一世帯につき月額300円とし、12か月分、年額3600円を徴収する
但し、引き落とし時点で在籍している児童生徒の世帯から徴収する。転校等の事態が生じた場合、在籍月で計算し返金する。

2 「会計年度」

会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 「会計監査」

会計監査委員は選挙規定に従って選出された委員をもって構成し、会計執行について厳正に監査し、総会においてその結果を報告する。

4 「一時徵収」

特別の事情により本会の経費が逼迫した場合、当該年度の総会において、会費の臨時徵収を行うことができる。

【第7章 規約改正】

第17条 規約の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成をもってこれを行う。

【第8章 補則】

第18条 [リコール制度]

役員・委員が本会の名譽を傷つけ、その役職に不適任と認められた場合、会員の過半数をもってリコールすることができる。

【第9章 付則】

- ・この規約は平成31年4月より施行する。
- ・この規約は改定により令和元年5月1日より施行する。
- ・この規約は改定により令和2年4月1日より施行する。

京都市立向島秀蓮小中学校 P T A選挙規定

【第1章 総 則】

第1条 この規定は、規約第15条の2に基づいて定める。

第2条 この規定は、規約第6条の役員、第10条の学級委員・第11条の地域委員・第12条の会計監査委員・第13条の選挙管理委員・第14条の特別委員の選出に適用する。

【第2章 選挙管理委員会】

第3条 本部役員（以後、役員とする。）、会計監査委員、学級委員、地域委員の選出事務を処理するため、選挙管理委員会を設置する。

第4条 選挙管理委員会は、正会員より選出された委員により構成する。

第5条 選挙管理委員会は、正副委員長を互選する。

第6条 選挙管理委員会は、次の事務を行う。

- 1 役員・会計監査の選挙(選出)及び選挙(選出)管理について必要な事務。
- 2 各委員の選出及び選出管理に必要な事務。

【第3章 役員・会計監査委員の選出】

第7条 役員及び会計監査委員の選出については、下記の通りとする。

- 1 立候補者は、所定の用紙に、必要事項を記入し、届出期間中に選挙管理委員会に届け出なければならない。
- 2 立候補者が定数を超える時は、協議または選挙により決定する。
- 3 立候補者が定数を超えないときはP T A総会において信任を得るものとする。
- 4 立候補者がない、あるいは定数にみたない時は推薦委員会（第10条）を組織し次期役員及び会計監査委員の選出を行う。この場合、選出された役員及び会計監査委員はP T A総会において信任を得るものとする。
- 5 役員・会計監査委員の選出完了後、全会員に通知する。
- 6 役員・会計監査委員の選出の詳細については、運営委員会が定めるところの役員・会計監査委員選出の申し合わせ事項に従い行う。

第8条 次期役員・会計監査委員・地域委員の選出は、毎年3月末までに行う。ただし特別の事情のある時は、運営委員会の承認を得て延期することができる。この場合、次期役員・会計監査委員・地域委員の選出まで、前任者がその任にある。

第9条 教職員の役員の選出は、校長に一任する。

第10条 選挙管理委員会は必要に応じて推薦委員会を組織し、次期役員選出を円滑に運ばなければならない。推薦委員会は、本部役員及び選挙管理委員で構成し、選挙終了後解散する。

第11条 役員及び会計監査委員に欠員が生じた場合、補欠役員を選任することができる。補欠役員の任期は前任者の残りの期間とする。

【第4章 委員の選出】

第12条 学級委員の選出は下記のとおりとする。

- 1 学級委員は各学級から選出する。
- 2 選出された学級委員は学級委員会を組織する。
- 3 各委員は「教養委員」「広報委員」「保健体育委員」を分担し
「教養委員会」「広報委員会」「保健体育委員会」の専門委員会を組織する。
- 4 各専門委員会は互選により正副委員長を選任する。
- 5 学級委員に欠員が生じた場合、次点者を繰り上げ選出することができる。
繰り上げ選出された委員の任期は前任者の残りの期間とする。

第13条 地域委員の選出は下記のとおりとする。

- 1 地域委員は、各地区、街区、ブロック等より選出する。
- 2 地域委員は地域委員会を組織する。
- 3 地域委員会は互選により正副委員長を選任する。
- 4 地域委員選出の詳細は運営委員会の定めるところの各委員選出申し合わせ事項に従い行
う。

第14条 はぐくみ委員、親まなび委員の選出は、新本部役員決定後、役員内で互選する。

第15条 特別委員の選出は下記のとおりとする。

- 1 人数及び資格は特別事項の内容に応じて運営委員会で決定する。
- 2 特別委員は特別委員会を組織する。
- 3 特別委員会は互選により正副委員長を選任する。
- 4 特別委員は運営委員会より委嘱するものとする。

【第5章 規定の改正】

第16条 この規定の改正はP T A 規約第17条に準ずるものとする。

【第6章 付 則】

- ・この規約は平成31年4月より施行する。
- ・この規定は改定により令和元年5月1日より施行する。
- ・この規定は改定により令和2年4月1日より施行する。